

中能登町中小企業者等省エネ設備導入促進助成金

エネルギー価格高騰により、大きな影響を受けている町内事業者に対し、経営を維持・継続するための助成金を交付します。

○対象者（次のすべての要件に該当する方）

- ・中小企業者および個人事業主（フリーランス含む）であって町内に事業所を有する事業者
- ・令和5年4月1日現在、町内に事業所を有し、今後1年以上継続予定の事業者
- ・町税等に滞納がない事業者 その他、暴力団関係者ではない方

※経営者が同一で複数の企業がある場合は、企業単位で申請ください

※1つの企業で複数事業所をお持ちの場合はまとめて申請ください

※個人事業主で複数事業所をお持ちの場合はまとめて申請ください

○助成対象経費

下記いずれかの更新に該当するもので、**購入費用と設置費用**を助成します

- ・省エネエアコンへの入れ替え
- ・照明器具、電球の非LEDからLEDへの入れ替え
- ・低燃費タイヤへの切り替え

※**令和5年4月1日以降導入の設備が対象です**

※裏面記載の省エネ基準を満たすもののみ対象です

※新設・新規導入、既存設備の撤去費用、中古品・リース契約品は対象外です

○助成金額

購入区分	助成率	助成金額	
		(法人)	(個人事業主)
町内事業者からの購入	4/5	上限 15 万円	上限 10 万円
町外事業者からの購入	1/2		

○申請書類 以下の書類を下記までご提出ください

- (1) 中能登町中小企業者等省エネ設備導入促進助成金申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 対象経費の支払いがわかる書類（領収書等）
- (3) 対象経費の状況がわかる写真
（導入前・導入後・購入品全体・設置状況・機種・製品品番のわかるもの）
- (4) 町内で店舗、事業所等を有することがわかる書類
（確定申告書の写し、登記事項証明書、開業届、パンフレット等）
- (5) 省エネ基準を満たしていることがわかるもの（パンフレット等） **※裏面参照**
- (6) 振込先口座及び口座名義がわかる通帳の写し

○申請期間 令和5年7月1日（土）～ 令和6年1月31日（水）まで **（当日消印有効）**

○申請先 郵送または窓口にて

〒929-1792 中能登町末坂9部46番地 中能登町役場企画課 経済対策係

●助成対象となる導入設備の省エネ基準について●

各設備について、下記の省エネ基準を満たすものが助成対象となります。

導入設備	省エネ基準
<p>エアコン 照明器具・電球</p>	<p>経済産業省資源エネルギー庁の定める統一省エネラベルにて、下記いずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> A 省エネ性能「★3つ以上」 B 緑色の「省エネ性マーク」表示 C 「省エネ基準達成率」100パーセント以上 <p>(エアコン) (照明器具・電球)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="571 600 975 1039"> <p>省エネ性能 ★2.8 省エネ基準達成率 C 103% APF 6.5 この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 46,600 円</p> </div> <div data-bbox="991 600 1410 987"> <p>省エネ性能 ★4.4 省エネ基準達成率 固有エネルギー消費効率 C 131% 131.0 lm/W この製品を1年間(1日に5.5時間)使用した場合の目安電気料金 1,240 円</p> </div> </div> <p>※店頭表示および製品カタログにて確認できない場合は、下記サイトよりご確認ください。 【省エネ型製品情報サイト】：https://seihinjyoho.go.jp/</p> 
<p>業務用エアコン</p>	<p>2015年度省エネ目標基準値達成商品 (表示一例) ※メーカーにより異なります</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">   </div>
<p>タイヤ</p>	<p>一般社団法人日本自動車タイヤ協会が定める「低燃費タイヤ統一マーク」が表示されている</p> <div style="text-align: center;"> <p>低燃費タイヤ統一マーク</p> <p>転がり抵抗性能</p> <p>AAA AA A B C</p> <p>a b c d</p> <p>ウェットグリップ性能</p> </div> <p>※転がり抵抗性能が「A」以上でマークが表示されます</p>